

青森県報

第千九百五十八号 平成十三年十二月十二日(水曜日)

目次

規則

○青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務学事課) ……一
○青森県保育士試験規則の一部を改正する規則……………(健康医療課) ……一

告示

○字区域の変更……………(市町興課) ……二
○公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) ……三
○右 同……………(同) ……四
○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) ……四

公告

○換地処分……………(農村整備課) ……四
○県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……五
○建設業者の許可の取消し……………(土木事務所) ……五

出先機関

○土地改良事業の工事の完了……………(三地方農林戸水産事務所) ……五
○土地改良区の役員の退任……………(上地方農林水産事務所) ……六

労働委員会

○あっせん員候補者の氏名等……………(事務局) ……六

規則

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十二日

青森県知事 木村守男

青森県規則第八十八号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則(昭和三十七年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二号(三)中「及び三戸郡南部町」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県保育士試験規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十二日

青森県知事 木村守男

青森県規則第八十九号

青森県保育士試験規則の一部を改正する規則

青森県保育士試験規則（昭和三十四年四月青森県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四号様式中

3	児童心理学及び精神保健
4	保健衛生学及び生理学
5	看護学及び実習
6	栄養学及び実習
7	保育原理及び教育原理

を

3	発達心理学及び精神保健
4	小児保健
5	小児栄養
6	保育原理
7	教育原理及び養護原理

に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第六百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、田舎館村長から田舎館村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十三年十二月十三日からその効力を生ずるものとする。

平成十三年十二月十二日

青森県知事 木村守男

南津軽郡田舎館村

大字諏訪堂字村岡一五から二一まで、二二の一、二二の二、二三、二四の一、二四の二、二五の二から二五の三まで、二六の二から二六の四まで、大字諏訪堂字村元一三二の三、大字豊蒔字北前田五〇、五一の一、五一の二、五二、五三の一、五四の一から五四の五まで、五五の一、五五の二、五五の三、五六の二から五六の六まで、五九の一、六〇の一部、大字豊蒔字赤田九七から九九まで、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇〇の三、一〇〇の四、一〇〇の五、一〇七の一、一〇八の一、一〇九の一、一一〇の一、一一一の一、大字大根字高橋一の一、一の一、二の一、三の一、三の二、四から八まで、九の一、九の二、一〇の一、一〇の二、一一の一、一二の二、一三、一六から一八まで、二二、二三の一、二三の二、二四の一、二四の二、二五の一、二五の二、二六から四三まで、四四の一、四四の二、四六の一、四六の二、四七の一、四七の二、四八の一、四八の二、四九から五五まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字諏訪堂字村岡一八、二四の二、二六の二、大字大根字字松森二二八、大字大根字字宮元九五の二、一〇二の二、一〇四の二、一〇六の二、一〇九、一一〇の二、一二六の二、一二七の二、一二八の三に隣接する大字大根字字南田、大字豊蒔字北前田、大字大根字字宮元の道路、水路である国有地の全部、大字諏訪堂字村岡二六の二、大字大根字字松森一一、大字大根字字宮元五九の三、六〇の二、六一の二、六二の二の地先の大字大根字字南田、大字大根字字宮元の水路である国有地の一部を大字大根字字松森に編入する。

大字豊蒔字赤田一、二の一の一部、七の一、七の二、七の三の一部、一五の一部、二〇、二二、二二の二の一部、二五、二六の一部、四〇、四一の一部、五〇、五一、五二の一部、六四の一、六五、六六の一部、七二、七四の一部、七五の一部、大字大根字字松森一五〇の二の一部、一五一の一部、一八七の一部、一八九の二の一部、一九〇の一部、一九一の一部、一九四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字大根字字南田六三の一、八七、九三、九四の一に隣接する大字大根字字松橋、大字諏訪堂字村岡の道路、水路である国有地の全部を大字大根字字南田に編入する。

大字大根字字松森一九一の一部、一九四の一部、二二四の一部、二二六の一部、二七の二の一部、二二八、二二九、二三〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を大字豊蒔字赤田に編入する。

大字大根字字松森九九の二から九九の三までの各一部、大字豊蒔字南前田一の一、二の一、三の一、六、八から二二まで、二四の一、二四の二、二四の三、二四の四、二五の一、二五の二、二六、二七の一、二七の二、二七の四から二七の六まで、二八、二九、三

二の四、三二の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字豊蔭字北前田六〇、六八の一に隣接する大字大根字松森の道路、水路である国有地の全部、大字豊蔭字北前田一二二、一二三、一二六の一の地先の大字豊蔭字南前田の道路である国有地の一部を大字豊蔭字北前田に編入する。

大字豊蔭字南前田の一の二、二の二、三の二、五の三、五の四、大字豊蔭字北前田二一の二、二一の二、二二の二、二四の二、二六の二、二七の二、三二の二、三三の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字豊蔭字牡丹森二七六の一、二七六の二の地先の大字豊蔭字北前田の道路である国有地の一部を大字豊蔭字牡丹森へ編入する。

大字豊蔭字牡丹森九の一部、一〇の一部、一一の一の一部、一二の二、一三の三の一部、一二の一部、一三、一四、一五の一部、一六の一部、一七から二二まで、二三の一部、二四の一部、二八の三、三〇の一部、三一の一部、三五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに大字豊蔭字西牡丹森二〇八、二二二、二二五の二の地先の大字豊蔭字牡丹森の道路である国有地の一部を大字豊蔭字西牡丹森に編入する。

青森県告示第六百七十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十三年十二月三日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

青森県知事 木村守男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一及び九二地先公有水面

2 区域

次の①の地点から⑦の地点までを順次直線で結んだ線及び①の地点と⑦の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 一本木港砂ヶ森北防波堤灯台(北緯四一度一三分二五秒、東経一四〇度三三分五五秒) から二三八度一五分二〇四・五一メートルの地点

②の地点 ①の地点から一八〇度〇二分二六・六二メートルの地点

③の地点 ②の地点から二五八度三九分一〇・六二メートルの地点

④の地点 ③の地点から〇度三九分〇・五七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二六八度四三分六〇・三四メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二六九度五六分四・二七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から〇度〇二分二九・五五メートルの地点

3 面積

二、一五三・八九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元九一及び九二地先公有水面

2 区域

次の④の地点から⑥の地点までを順次直線で結んだ線及び④の地点と⑥の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

④の地点 一本木港砂ヶ森北防波堤灯台(北緯四一度一三分二五秒、東経一四〇度三三分五五秒) から二四〇度二分一七七・〇九メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一八〇度〇二分四二・五八メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二五八度三九分三一・〇二メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から〇度三九分〇・五七メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から二六八度四三分六〇・三四メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二六九度五六分四・二七メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から〇度〇二分四九・五九メートルの地点

3 面積

五、五三六・六〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百七十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十三年十二月三日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十三年十二月十二日

青森県知事 木村守男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

上北郡野辺地町字野辺地二二三の一

野辺地町

2 代表者の住所及び氏名

上北郡野辺地町字野辺地二二三の一

野辺地町長 小坂 郁夫

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四六に隣接し、五四二及び一二九の地先公有水面

2 区域

次のAの地点からEの地点までを順次に直線で結んだ線及びAの地点とEの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 県③の地点から一六七度一七分二七・三六メートルの地点

Bの地点 Aの地点から二五七度一七分五二・六四メートルの地点

Cの地点 Bの地点から一六七度一七分三一・〇〇メートルの地点

Dの地点 Cの地点から一二二度一七分五・〇〇メートルの地点

Eの地点 Dの地点から七八度三分四九・一二メートルの地点

3 面積

一、八九〇・〇五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四六に隣接し、五四二及び一二九の地先公有水面

2 区域

次のAの地点からEの地点までを順次に直線で結んだ線及びAの地点とEの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 県③の地点から一六七度一七分二七・三六メートルの地点

Bの地点 Aの地点から二五七度一七分五二・六四メートルの地点

Cの地点 Bの地点から一六七度一七分三一・〇〇メートルの地点

Dの地点 Cの地点から一二二度一七分五・〇〇メートルの地点

Eの地点 Dの地点から七八度三分四九・一二メートルの地点

3 面積

一、八九〇・〇五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第六百七十八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正し、平成十三年十二月十三日から施行する。

平成十三年十二月十二日

青森県知事 木村守男

第三号の表中

「あおもり信用金庫三内支店

青森市大字三内

」を

「あおもり信用金庫三内支店

青森市大字三内

あおもり信用金庫大野支店

青森市大字大野

」に改める。

公告

換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

田舎館地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十三年十二月十二日

青森県知事 木村守男

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第二項の規定により、砂沢地区の県営土地改良事業(ため池等整備)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十二月十二日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年十二月十三日から平成十四年一月十七日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

鶴田町役場

柏村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九十号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十二月十二日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 ヤマコ電気工業

二 氏名 山子敏彦

出先機関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第二項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十三年十二月十二日

三戸地方農林水産事務所長 由良武

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十二年災農地災害復旧事業 六三一	階上町	平成三・五・三
十二年災農業用施設災害復旧事業六三一〇一	"	一三・五・六
" 六三一〇二	"	一三・四・六
" 六三一〇三	"	一三・五・三
" 六三一〇四	"	"
" 六三一〇五	"	一三・五・四

- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字十日町字長根一九の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一〇)第一六四六八号
- 五 取消年月日 平成十三年十二月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 七 電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十三年十一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

